

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

山 梨 県

目 次

第 1	基本的な考え方.....	1
第 2	普及指導活動の課題.....	1
1	重点的に取り組む課題の内容.....	1
	(1) 未来を支える多様な担い手づくり	1
	(2) 戦略を重視した新たな販売ルートづくり	2
	(3) 次代につながる力強い産地づくり	2
	(4) 消費者から信頼される安全で優れたものづくり	3
	(5) 自然と調和した美しい里づくり.....	3
	(6) 観光と連携したふれあいの里づくり	4
第 3	普及指導員の配置に関する事項.....	4
1	普及指導員の職務.....	4
2	普及指導員の配置.....	4
3	普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保.....	5
第 4	普及指導員の資質の向上に関する事項	5
1	向上を図るべき資質.....	5
2	資質向上の方法.....	5
第 5	普及指導活動の方法に関する事項	6
1	普及指導活動の領域の設定と課題及び対象の重点化	6
2	計画活動、評価機能の充実	8
3	効率的、効果的な活動体制の整備.....	8
4	試験研究部門との連携強化による技術の迅速な普及	9
5	民間等との連携強化.....	10
6	専門学校山梨県立農業大学校教育の充実と学校教育との連携.....	11
第 6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	12
1	関係機関、団体との連携	12
2	施設・機能の充実.....	12
3	海外技術協力への対応.....	12
4	農業に関する教育への協力	12
5	他県との連携強化.....	12

第1 基本的な考え方

本県の普及事業は、農業者の自主的活動に対するソフト面からの支援により、農業者の合意形成や主体性の助長を図りながら、地域の特性を活かした農業、農村の振興に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、農政課題が多様化する中で、普及課題も高度で、総合的なものに変化するとともに、農業者の階層分化が進み、活動の対象も等質的な個別農家（経営体）や集団等から複雑、多様な範囲へと変化し、普及指導活動の領域が拡大してきた。

こうした中で、今後の普及指導活動の推進にあたっては、新たな「食料・農業・農村基本計画」、「協同農業普及事業の運営に関する指針」や「やまなし農業ルネサンス大綱」に基づく施策を的確に推進していく上で必要な高度な技術・経営指導を重点的に実施するスペシャリスト機能とともに、関係機関及び地域の指導者との連携の下に、農業技術及び知識の普及活動を行うことを通じて地域農業の課題解決を支援するコーディネート機能を活かして、優れた担い手の確保・育成や活力ある農村づくり、また、市町村等への施策の提言・助言指導により、地域農業発展につながる課題等を効率的、効果的に解決していく、提案型普及指導活動等を展開していくことが必要である。

このため、本県においては、次のような活動に重点を置いた普及指導活動を展開する。なお、普及指導活動の対象の重点化に伴い、一般的な技術指導を効率的・効果的に実施していくため、JA等との適切な連携の強化を図るものとする。

第2 普及指導活動の課題

1 重点的に取り組む課題の内容

普及指導組織は、やまなし農業ルネサンス大綱で示されている将来像「未来につながるはつらつとした山梨農業」の実現を目ざし、「担い手が育つ高収益な農業の実現」、「魅力ある活力に満ちた農村の創造」の2つの目標に向かって、農業者や市町村、関係団体の意向や地域の実情を踏まえつつ、効率的かつ効果的に活動を展開する。

(1) 未来を支える多様な担い手づくり

① 新規就農者の確保・育成

就農形態が、新規学卒就農、Uターン就農、新規参入、退職帰農など多様化していることから、就農者が確実に定着できるように、就農準備段階からの支援を強化し、その年齢や経歴に応じて、生産技術の習得や経営管理能力の向上を図られるよう、山梨県就農支援センター等と連携しながら重点的な支援・指導を行う。

また、就農希望者が目指す農業を具現化し、就農を決意するまでの就農相談と就農認定に向けた就農計画への支援、さらに、認定就農者に対しては就農計画達成に向けた技術・経営等に関する指導、各種研修、農地、資金に関する情報提供などの支援を行う。

② 企業的経営の推進

農業経営に意欲的な認定農業者等の経営改善を推進するため、経営の分析診断による経営改善計画の作成を支援し、その計画達成に向けた優良品種や省力技術等の高度かつ先進的な情報の提供、経営や技術面での効果的な支援・指導を行う。

資質が高く優れた経営を実践し、より一層の経営改善に意欲的な家族経営体については、経営管理能力の向上等の観点から法人化を促進するための重点的な支援・指導を行う。

また、農業生産力の向上や農地集積などに十分な役割を担える経営体として、経営規模の拡大や多角的な経営を目指す先進的な大規模農業経営体を育成する。そこで、将来の大規模農業経営を目指す法人の育成を図るため、重点的な支援・指導を行うとともに他産業からの農業参入を促進するための支援を行う。

③ 地域を支える営農活動の促進

農業の担い手の中心は家族経営体であるが、高齢化等により労働力が不足していることから省力化技術等の導入指導、サポート体制の整備等による経営の維持を支援する。

さらに、兼業化や農業従事者の高齢化、農地の遊休化等が急速に進んでいる中で、活力と個性に満ちた地域農業を確立することが必要であることから、集落を一つの営農単位として捉え、地域の核となる認定農業者や農業生産法人等を中心に、女性や高齢者、退職帰農者など集落全体の力で農業生産の維持や農地の有効利用、農村社会の活性化を図る営農システムの構築に向けた組織づくりを進める。

具体的には、地域で作業受託などを行う農業法人や組織、耕畜連携の推進に欠かせないコントラクター組織等の育成と、JAの出資法人や営農サポートセンター等の活動支援を行う。

農村女性が持てる力を最大限に発揮できるよう、資質の向上と経営参画の促進を図る。また、希望と意欲を持って活躍できる環境の整備や農村女性の起業活動を推進するとともに、経営改善に意欲的に取り組む経営体等の誘導を図る。

(2) 戦略を重視した新たな販売ルートづくり

① 県産果実の輸出プランの推進

果樹王国やまなし輸出戦略プランに基づき、県産果実の輸出拡大を進めていくため、輸出検疫相手国の検疫に対応し、JA等出荷団体が行う病虫害防除の徹底等、栽培管理対策の強化を支援する。

② アグリビジネスの推進

地域資源を最大に活かして地域農業の活性化と収益性の向上を図るには、単に農産物の生産（販売）を行うだけでなく、他産業との連携・融合した新しい経営形態の育成が必要である。このため、1次産業としての農業生産に加工・流通・販売・観光サービス等の2次、3次産業部門を組み合わせた6次産業化に取り組み、地域食材等を活用した新商品や新商材の開発など付加価値の高い経営を志向する農業者などに重点的な支援・指導を行う。

③ 地産地消の推進

地産地消県民運動を進めるため、学校給食等への地元農産物の活用、直売施設等による消費者との交流促進など、市町村・農業団体等で行われる多方面な活動を支援する。

(3) 次代につながる力強い産地づくり

① 果樹産地の強化、特色ある産地づくりの推進

本県の特色ある気象や立地条件を活かした産地を育成するため、オリジナル品種や試験研究部門で開発された先進技術・省力技術等の普及推進を図るとともに、販売拡大に向けたマーケティングの強化やIT等による産地情報の受発信を行い、産地強化を図る中核的農業生産組織、農業生産法人等の取り組みを支援する。特に果樹産地においては「果樹産地再編整備」、「産地強化計画」に基づく支援を積極的に進める。

② ワイン産地の育成

国産ワインコンクールにおいて、他県産原料のワインへの評価が高まっていることから、今後も本県がワイン産地として維持・発展していくためには、醸造ぶどうの高品質化を図ることが重要となっている。このため、試験研究が開発を進めている台木や仕立て法等の栽培技術の導入を支援する。

③ 産地の競争力強化に向けた技術の開発と普及

力強い産地づくりを支援するため、地域の課題を的確に把握するとともに、試験研究で開発された高品質多収技術、省力・低コスト化技術などの産地への迅速な普及を支援する。

(4) 消費者から信頼される安全で優れたものづくり

① 安全・安心な農産物の生産・供給

県独自の環境関係認証制度の普及及び農畜産物の生産情報等の迅速な提供に向け、農薬、肥料等の適正使用や安全で安心のできる農畜産物の安定的な生産を支援・指導するとともに、農業生産工程管理（GAP）手法の導入定着に向け取り組む産地の活動を支援する。また、ポジティブリスト制度に対応するため、農業団体等と連携し、農薬散布履歴の記帳徹底をはじめ、農薬の適正使用や飛散防止対策等の活動を支援する。

② やまなしブランドの確立

県が推進する特選農産物や産地ブランドの確立に向け、農業者や関係機関が積極的な取り組みを行おうとする産地を対象に、市町村やJAと連携しながら、消費者の志向にあった農産物の生産に向け必要な技術的・経営的な支援と情報発信への支援を行う。さらに、今後は国内だけでなく、台湾などの諸国に県産果実の販路拡大を図ることが必要である。このため、病虫害防除、栽培管理対策の徹底に向けた取り組みを支援する。

③ 食育の推進

食に関する知識や地域農業の歴史、役割、文化などへの理解を図るため、学校や地域における食育への取り組みを支援する。また、花きを教材にした教育活動である花育の取り組みも支援する。

(5) 自然と調和した美しい里づくり

① 環境に優しい生産方式への転換

農業生産における環境負荷の軽減を目的として、化学肥料・化学合成農薬を可能な限り削減するなかで、環境保全型農業技術の確立と地域への普及・定着やエコファーマーの認定促進と認定計画実現に向けた取り組みに対する支援を行う。

さらに、農地や水を守る環境保全に向けた活動を推進するとともに、有機農業や地球温暖化に適応する農業生産に対する取り組みへの支援を行う。

② 耕作放棄地の発生防止と有効活用

関係機関との連携のもと、実態把握や発生原因と防止対策の検討についての支援を行うとともに、規模拡大を志向する経営体や新たな農業参入者への利用集積を支援する。

③ 鳥獣害防止対策の強化

野生動物による農作物被害の防止対策を推進するため、関係機関・団体等と連携し、地域の被害状況や営農形態に応じて、地域が一体となった被害防止対策への取り組みを支援する。特に試験研究や民間で開発した防止対策技術の導入に対する技術面での支援を行う。

(6) 観光と連携したふれあいの里づくり

① 都市農村交流の推進

農村の活性化を図るため、農村地域が持つ多彩な資源を活かした地域づくりや、地域全体で農村景観を守り育む体制、農村の生活環境、定住条件、農業生産基盤などの整備に関する活動を、関係機関などと連携しながら支援する。また、農村地域を訪れる都市住民と継続的な交流が生まれるような、多彩な農業・農村体験等のメニューづくりや仕組みづくりを支援する。

また、企業では農村地域において地元農業者と協働作業を通じ、企業の人材研修、社会貢献活動、福利厚生、顧客サービス等の取り組みを始めており、その受け皿づくりを支援する。

② 農村情報の発信

観光客の多様化するニーズに即し、旬の農産物、農業体験、農村の美しい景観等を提供しながら、収益性の高い農業経営を確立するため、観光農業への経営・技術支援や農畜産物の生産・加工に関する支援を行うとともに、農村地域の情報の発信を支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の職務

普及指導員は、栽培技術・経営管理の専門家として、農業の現場にあって、直接農業者に接して活動することを基本とし、農業経営の改善に意欲のある担い手に対し、地域特性に応じて高度な農業の技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行う機能を発揮するとともに、関係機関及び地域の指導者との連携の下に、多様な担い手の育成、活力ある農村づくりに向けて地域農業の活性化等に関する課題解決を支援する機能を発揮し、農業所得の向上、経営の安定、地域農業の活性化等を実現するために、以下の職務を担う。

(1) 農業者等に対する普及指導

高度かつ実践的な科学的技術・知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、講習会の開催等の手段により、直接農業者等に接して、農業経営や農村生活等の改善のための普及指導を行う。

(2) 調査研究

調査研究と普及指導とを一元的に実施する普及指導員の機能が十分発揮され、有用な成果が得られるよう、試験研究部門と十分に連携するほか、市町村、農業団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、専門分野又は普及指導活動の技術及び方法についての調査・実証等を行う。

2 普及指導員の配置

普及指導員は、先進的農業者の高度で多様なニーズや地域農業の課題等に対して効率的・効果的な普及指導活動が推進できるよう、地域の特性に配慮して適正に配置する。

このため、試験研究部門との連携を強化し、高度で効率的な普及指導活動ができるよう総合農業技術センター農業技術普及部、果樹試験場果樹技術普及部及び畜産試験場畜産普及科を技術普及センター、県下4カ所の農務事務所農業農村支援課を地域普及センターとし、農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして位置づけ普及指導員を配置する。

また、普及指導活動を効率的かつ円滑に実施するため、総合農業技術センターに専門指導スタッフを設置し、普及指導活動の総合調整、普及指導員の研修及び試験研究との連絡調整などを行うとともに、担い手育成や環境保全型農業の推進など、広域的な課題等に対し、迅速かつ的確に対応するため、普及指導員の指導や調整を行う。

3 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保に当たっては、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を普及センターに配置し、普及指導員の監督の下に普及指導に従事させることを通じて、現場での課題解決能力等の向上を図る。

また、集合研修等を通じて、農業等に関する基礎的な知識、専門的な栽培技術、経営管理に関する知識普及指導活動手法に関する知識等の習得を図る。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

近年、農業分野における急速な技術革新と農業者等からのニーズの多様化・高度化に対応するためには、時代に即応した斬新的な普及指導活動が図られるよう普及指導員の資質を高める必要がある。

資質向上を目的とした研修の実施に当たっては、農政を推進するために全国的に必要な研修や国段階で開発された先進技術等に関する研修については国の研修を活用し、協同農業普及事業を進める上で本県において取り組むべき技術や課題解決のための研修、現場段階の実践的な研修については県で実施する等、国との役割の分担を明確にした効果的・効率的な実施に努めていく。

このため、本県の実態に即した研修体系の充実強化を図るとともに、国で実施する研修へ積極的に参加していくこととする。

また、地域課題を普及指導員が中心となって解決していくために必要な調査・研究活動やその成果の検討、情報交換等を行い資質の向上に努めていく。

1 向上を図るべき資質

向上を図るべき資質として、「農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識」、「地域農業における課題の明確化、当該課題に対応するための方針の策定及び実施等への支援に関する技術及び知識」は普及指導員が共通して備えるべき資質であり、その継続的な向上を図る必要がある。

また、マーケティングに係る資質についても、今後、向上する必要がある。

2 資質向上の方法

県における普及指導活動の課題等に関する研修を計画的に実施するとともに、新任の普及指導員等に対する計画的なOJT(On the Job Training)等の現場段階の実践的な研修を実施する。

また、全国及び地域ブロックにおける研修等の内容を県における研修へ活用することと等により、普及指導員間での共有化に努める。

(1) 研修体系

研修体系の考え方は、次のとおりとする。

① 実践指導力強化研修

普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な研修能力の向上に関する研修を実施する。

② 専門指導力強化研修

専門分野を中心とした課題解決能力の向上に関する研修、マーケティング、経営管理等経営的視点を重視した指導能力の向上に関する研修等を実施する。

③ 総合指導力強化研修

地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

④ 企画・運営能力強化研修

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の養成及び資質向上、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

(2) 研修の計画的な実施

中長期的な視点に立った普及指導員研修基本計画及び年度ごとの研修実施計画を作成して、計画的に実施する。

(3) 研修の方法

研修目的に応じて、集合研修のほか、OJT、派遣研修等を実施する。

① 集合研修

集合研修の実施にあたっては、講義等の座学のみならず、討議、演習、実習等の手法を取り入れること等により、研修効果の向上を図る。

② OJT

OJTは、新任の普及指導員の能力を高めるために有効であり、トレーナーの設置等により育成体系を構築するとともに、研修目標の設置、研修効果の評価、当該評価を踏まえた見直し等により計画的に実施する。

③ 派遣研修

派遣研修は習得を図ろうとする知識・技術等に応じて、先進的な農業者、試験研修機関、民間専門機関等派遣先を検討する。

(4) 試験研究職員等との計画的人事交流

普及指導員の技術力をはじめ総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員との人事交流について計画的に推進していく。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の領域の設定と課題及び対象の重点化

(1) 活動領域の設定

普及指導活動の課題に的確に応えるためには、高度な技術・経営支援、関係機関との連携のもとに行う地域農業・農村振興への提案型普及指導活動の展開、高度かつ専門的な分析診断の支援等、専門性の高い取り組みが重要である。

このため、次のような活動領域を設定し効率的・効果的な普及指導活動を進める。

活動領域	主な業務の内容
生産技術	○生産技術等の指導・支援 ○農業気象災害の発生状況把握と事前事後対策の作成及び指導
経営管理	○農業経営（資金含む）の指導

地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○各種産地育成強化に向けた推進組織の設置・育成・運営への支援 ○耕作放棄地の再生活動組織の育成・支援 ○企業と連携した農村地域の活性化への支援 ○食農教育の推進と支援 ○農作業安全対策の推進 ○各種農業賞推薦書の作成
農業環境	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全型農業（有機農業含む）の技術指導 ○農地・水・環境保全対策に係る営農活動支援 ○エコファーマーの認定・支援 ○G A P 導入への技術支援、G A P 導入産地の組織活動支援 ○ポジティブリスト制度に対応した指導・支援 ○鳥獣害防止対策の推進
付加価値生産	<ul style="list-style-type: none"> ○オリジナル品種の普及と技術指導 ○農村資源の活用支援 ○地産地消組織の活動支援 ○6次産業化への支援
担い手養成	<ul style="list-style-type: none"> ○中核的担い手の育成や法人化、企業の農業参入などの支援 ○新規就農希望者への対応と新規就農者の経営安定支援 ○地域担い手育成総合支援協議会活動支援 ○集落営農の推進 ○農村女性の活動支援 ○農業生産組織等の育成・活性化支援
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ○普及活動情報の管理と発信 ○地域農業P R情報の発信
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業の現状分析と将来予測、産地診断 ○農業関連施策の組立、提案

(2) 課題及び対象の重点化

普及指導の課題及び対象の重点化を図り、J A 営農指導員、民間専門家等との役割分担と連携により、効率的、効果的な普及指導活動が展開されるよう配慮する。

特に、担い手の育成・確保という観点から、認定農業者や農業後継者のいる経営体等を重点支援対象として位置づけるとともに新規就農者や農業生産法人等の経営体への移行を志向する意欲ある農業者及びその集団、経営への参画を目指す女性農業者や起業グループ等も重点指導対象に位置付け、積極的に技術・経営の改善に係る指導を行う。

さらに、普及指導と実証試験、実態調査等の調査研究を一元的に行うことのできる普及指導員の機能を発揮し、市町村、農業関係団体等と密接な連絡を保ちつつ、調査研究の成果を踏まえて、市町村や地域のリーダー等に地域農業の振興や地域の活性化に必要な技術面での方策等を提案し、その実現に向けた指導・支援を行う。

(3) 各種制度の積極的な活用

地域農業の課題解決に向け、地域づくりや農業環境、担い手養成などの活動領域に沿った普及指導活動を効果的、効率的に推進するため、国、県の施策や農業改良資金をはじめ各種制度資金や関連補助奨励事業等を有効な普及指導活動の手段として、普及活動計画に位置づけ、積極的に活用する。

2 計画活動、評価機能の充実

(1) 普及活動基本計画の策定

本実施方針に即するとともに、県農政の推進方策、地域の農業・農村の現状と課題及び市町村の農業振興計画等を踏まえて、地域を支える担い手づくり、果樹産地再編に向けた支援、特色ある産地づくり、地域資源を活用した地域づくり、を普及指導活動の基本的な推進方向として、技術普及センターと地域普及センターが連携を図るとともに専門指導スタッフが調整を図り、普及活動の目標と目標実現のための課題を示すなど、概ね5カ年を取組期間とする普及活動基本計画を策定する。

(2) 普及活動年度計画に基づく計画活動

本実施方針や普及活動基本計画に基づき、毎年、関係機関や団体等との役割分担を明確にした上で、県、市町村、JA等の振興計画との整合性に配慮して、普及活動年度計画を樹立し、技術普及センターと地域普及センターとが連携し、効率的、効果的な普及指導活動を計画的に実施する。

(3) 普及指導活動の評価

普及指導活動の評価については、幅広い視点から客観的に普及指導活動の外部評価を行う仕組みとして「普及活動第三者評価委員会」を中心として実施していく。

さらに、効率的、効果的な普及指導活動を行うため、月単位に課題及び対象ごとの活動経過を記録、整理、保管し、評価と年度計画の基礎資料とする。

また、普及活動年度計画で設定されている評価事項について、活動記録のほか必要事項を整理、判定して年度ごとに総合的な評価を行うものとし、その評価結果を次年度の年度計画に反映させていく。

普及指導活動の成果や管内の優良事例等を周知するため、普及指導活動実績としてとりまとめ配布するとともに、「普及センターだより」等情報誌の発行、広報媒体への情報提供、PR資料の作成、ホームページへの掲載等により情報発信を積極的に行うものとする。

3 効率的、効果的な活動体制の整備

(1) 普及指導員の活動体制

普及指導活動の展開に当たっては、地域農業、農村の実態を踏まえつつ、農業者ニーズの高度化や農業経営の専門化等に対応した総合的な指導力が発揮できる活動体制とする。

そこで、技術や農業経営の高度化、多様化に対応する活動は、主として技術普及センターが担い、総合的な視点から地域農業の課題解決に取り組む活動は、地域普及センターが担うとともに、相互に密接な連携を保ちながら、それぞれの活動を相互に補完し、効率的かつ効果的な普及指導活動を展開する。

技術普及センターには、専門担当として、果樹、野菜、花き、作物特作、畜産担当を配置するほか、広域に係る農政の重要課題に対し、普及指導組織が一体となって迅速な解決を図るため、担い手育成、経営指導、環境保全型農業、普及教育の専門指導スタッフを配置する。

一方、地域普及センターには、地域課題の解決、技術指導、経営指導に対応するほか市町村、JAとの連絡調整等を通じ、地域農業施策の推進するため普及指導員を配置する。

また、普及指導活動を効果的に行うための普及関連事業の立案や行政部局との連携は本庁農業技術課普及指導担当及び担い手対策室、総合技術普及センターの専門指導スタッフ及び各技術普及センターの部長、地域普及センターの課長等が当たる。

(2) 活動の方法

① 技術普及センターの普及指導員の活動

- ア 普及指導員全体としての機能発揮を進めるため、普及指導計画の樹立とその実施に関する総合的な調整、普及指導員の資質を向上するための研修計画の策定協力技術情報の収集・発信などを行う。
- イ 普及指導計画に基づいて、地域普及センターや関係機関と十分連携しながら、計画的、組織的に実施するものとする。
- ウ 既存技術では対応できない課題の解決や新たな技術開発のための現地実証試験等については、試験研究部門、民間、農業者等と連携して取り組む。
- エ 専門項目について情報を収集・整理し、担い手等に対して高度・先進的な技術指導を実施するとともに、地域普及センターの課題解決に必要な技術指導を行う。
- オ 緊急あるいは重要な課題については、地域普及センターとプロジェクトチームを編成して課題解決に当たる。

② 地域普及センターの普及指導員の活動

- ア 普及指導計画に基づいて、技術普及センターや関係機関と十分連携しながら、計画的、組織的に実施するものとする。
- イ 普及指導活動に当たっては、農務事務所管内の諸課題について、普及指導員がお互いの機能を補完するとともに、農務事務所各課と連携し効率的な活動となるよう、より一体的な活動を推進する。
- ウ コーディネート機能を活用し、地域農業・農村の振興策等について、必要に応じて市町村等への提案を行う。

(3) 就農支援活動の強化

新規学卒者、他産業からのI・Uターン者、新規参入者、退職帰農者など就農意欲のある青年等に対し山梨県就農支援センターと連携しながら、きめ細かい総合的な就農相談・指導を行う。

地域普及センターにおいては、就農相談や就農計画の樹立指導を行うとともに、JA営農指導と連携し、就農計画の目標達成に向けての技術・経営指導、資金、研修相談、情報提供など、重点的に指導する。

(4) 経営支援活動の重点化

経営改善の支援については、本県農業の担い手となる中核的経営体を重点的に指導し意欲と経営状況に応じて、法的、財政的支援などによって、その経営の法人化を支援していくことが重要である。

このため、普及センターでは、農業者の意識を「生産者」から「経営者」へと改革を進めるとともに、将来の地域農業の担い手となる人材を重点支援対象としてリストアップし、個々の農業者の経営実態や、意向等を把握、整理し、経営改善等に向けたきめ細かい支援活動を進める。

また、経営改善に意欲的な農業者の能力開発、個々の経営の発展段階に応じた経営上の判断材料、情報の提供や相談などは、地域担い手育成総合支援協議会が主体となり支援活動を展開する。

4 試験研究部門との連携強化による技術の迅速な普及

今後、先進的な経営体等への高度な技術の支援に当たり、試験研究部門との連携がより一層重要となるため、次の点に留意して試験研究部門との連携を強化する。

(1) 技術普及センターの普及指導員の対応

試験研究部門で開催する試験研究会議、部門別農業代表者会議、農業関係試験研

究推進会議等への参画により、普及指導現場で早急に解決を要する課題等について、試験研究部門への要請等を図るとともに、試験研究成果の現場への普及に努める。

また、専門分野ごとに研究員と普及指導員の情報交換を随時実施して、現地課題の共通認識と課題解決に向けた手法について合意形成を図るとともに、必要に応じて共同実証圃を設置する。

なお、現地課題解決のために有効と判断される国公立等の機関や民間で開発された技術についても、情報の収集、分析、提供を行う。

(2) 現場解決型実証試験への取り組み

試験研究成果の機動的、迅速な普及を図るため、試験研究部門との連携の下、民間の技術者や技術力の高い農業者の協力も得ながら、現場解決型の実証試験に積極的に取り組む。

(3) 重点的に対応する課題

当面、試験研究部門との連携により、重点的に対応することが必要な課題は次のとおりである。

- ① やまなしブランドの確立
- ② 環境にやさしい生産方式の導入、定着
- ③ 高品質・安定生産技術等の確立
- ④ 果樹の省力化技術の普及
- ⑤ 生産阻害要因の解明と対策技術の開発

5 民間等との連携強化

農業者等に対する高度で多様な農業経営を中心とした支援が求められる中で、普及事業の重点化・高度化を図り、効率的・効果的な活動を展開していくためには、今後、一般的な知識や技術指導等はJ Aの営農指導が分担する等、民間の専門家を積極的に活用していくことが必要となっている。

このため、原則的に普及指導員は、全体を総括・点検しながら円滑に民間活用が促進されるよう農業者と民間専門家に対する情報提供や橋渡し役を担っていく。

(1) J A営農・生活指導事業との連携強化

効率的、効果的な普及指導活動を進める上で、定型的な技術については、J A営農・生活指導員が行う等の役割分担をより明確にした上で、連携を強化することが必要である。

このため、「J A営農指導と県普及指導活動との連携方針（平成20年2月策定）」の実現を目指して、地域性を考慮した具体的な行動計画を策定し、現地での普及指導員と営農指導員との合同チームによる指導の実施や営農指導員の技術等の資質向上を図るための指導や情報交換等を積極的に行う。

(2) 民間専門家、大学等との活用、連携

農業経営の高度化や法人化の推進等に伴い、経営診断、税務、労務、農産物の加工等の特殊な専門分野についての指導要請が高まってきている。

このため、普及指導員が基礎的な知識を備えるとともに、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、料理専門家、大学関係者等の専門家の支援を得ながら、普及指導員が専門家や分析結果のコーディネートを行い、迅速な経営改善や商品開発等を支援していく。

また、県担い手育成総合支援協議会並びに地域担い手育成総合支援協議会等の関係組織との連携を図りつつ、県担い手育成総合支援協議会が設置しているスペシャリストの活用等を含め、普及指導活動の中でこれら専門家との連携を通じて、農業者自らが専門家と相談し経営を改善していくような方向に誘導していく。

(3) 普及指導協力委員の活動推進

農村青少年の育成等で地域の指導的立場にある指導農業士や、農産物の加工・販売や経営管理、マーケティング、流通等の課題について幅広い識見を有する農村女性アドバイザー、農の匠などの民間専門家を「普及指導協力委員」として位置づけ、その知識・技術を活用しながら効果的な普及指導活動を推進する。

この場合、農業または農業関連産業に識見を有する人材の把握等により、普及指導協力委員の確保に努めるとともに、委員の活動が普及指導員との協力関係のもとに計画的かつ円滑に行われるよう、普及指導協力委員との十分な連絡調整や関連情報の提供等により活動を支援する。

6 専門学校山梨県立農業大学校教育の充実と学校教育との連携

(1) 専門学校山梨県立農業大学校における担い手の育成

農業大学校は、「21世紀の農業・農村社会を担うにふさわしい実践力と優れた経営感覚を備えた農業経営者を養成する」ことを目的として、これからの発展とその役割が期待される山梨県農業・農村を支える人材の養成を主眼とした教育を推進する。

① 養成課程（養成科）

農業経営を担う生産のプロフェッショナルを養成するため、現場で通用する農業生産の基礎技術を学ぶことを第一として、実践学習により専門知識と技術を習得に努める。

② 専攻課程（専攻科）

「果樹経営のスペシャリスト」を養成するため、落葉果樹の高度な栽培技術を学ぶこと第一として、実践学習により高度な専門知識と技術の習得に努める。

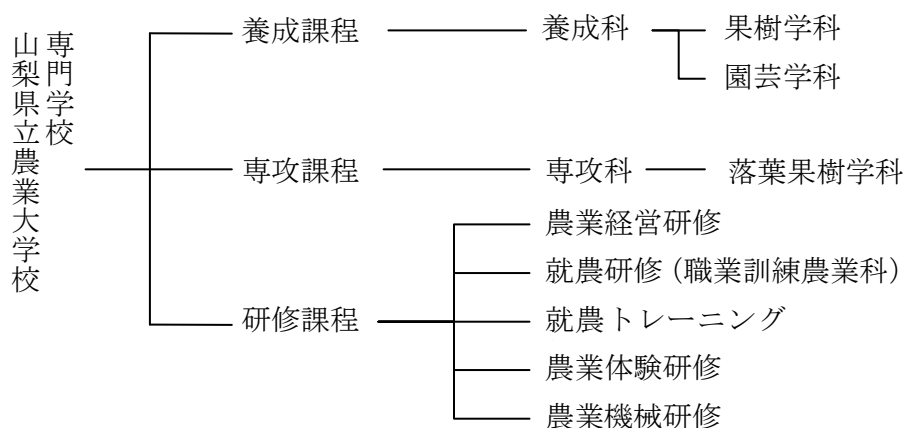
③ 研修課程

経営の発展段階にある農業者をはじめ、即就農を目指す人、近い将来に就農を希望している人、また、気軽に園芸を楽しみたい初心者まで、受講者の幅広いニーズを踏まえた講義や実習を行うとともに、農業機械操作や整備等の研修も行い、地域農業を担う人材の育成に努める。

(2) 学校教育との連携

農業大学校と県内の農業系高校との教育連携を進めて担い手の育成を図るとともに、児童、生徒等の農業に対する理解の促進及び関心の醸成を図るため、農業体験学習等に取り組む教員等を対象とした研修を実施する。

専門学校山梨県立農業大学校の機構



第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 関係機関、団体との連携

技術普及センターは、調査研究機能を活かして、農政情報の伝達や啓発、農家意向の農政への反映等、行政と農家との媒介機能も果たしていく。

さらに、関係機関、団体との密接な連携を図るため、県段階の横断的な連絡体制を整備し、各種事業を効率的かつ効果的に実施していく。

地域普及センターは、市町村農業関係職員やJA営農指導員等との連携強化を図り、情報等の相互理解を進めるとともに、地域農業推進のための関係団体等の取り組みを技術・経営面からコーディネートしていく。

なお、しいたけ等特用林産物との複合経営農家の経営改善指導や地域資源を活かした中山間地域の活性化方策への対応を図るため、林業普及組織や商工会議所等との連携を強化し、事業の推進を図る。

2 施設・機能の充実

農業者の高度な要請や情報ニーズへの対応、また効率的、効果的な普及指導活動を展開するためには、機動力の充実強化及び指導用機器等の整備充実を図る必要がある。

このため、情報通信機器、分析診断機器、視聴覚機材等高度な指導用機器及び巡回指導用車両等の計画的な整備を図る。

また、分析診断機器等を地域の農業者の利用に供するとともに、情報の閲覧、営農相談、研修機能の充実等地域に開かれたものとしていく。

3 海外技術協力への対応

農業者の国際交流や農業の国際化が進展する中で、普及指導員の国際感覚の養成、海外の農業・農村に関する知識の習得等を図ることがきわめて重要な課題となっている。

このことを踏まえ、普及指導員の海外派遣、海外からの農業研修生等の受入れなど農業技術協力については積極的に対応を行う。

4 農業に関する教育への協力

普及センターにおいては、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、地域農業に関する情報の提供、相談等への対応を行う。

5 他県との連携強化

広域的な課題等に効果的に対応するため、当該課題に関係する他都道府県との情報の共有、技術協力等に努めるものとする。